

定款

社会福祉法人慶明会

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、法人理念の下、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第一種社会福祉事業

- ①特別養護老人ホームの経営
- ②軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営

（2）第二種社会福祉事業

- ①老人デイサービス事業の経営
- ②老人短期入所事業の経営
- ③老人居宅介護等事業の経営
- ④無料又は低額老人保健施設利用事業の経営
- ⑤老人介護支援センターの経営
- ⑥認知症対応型共同生活介護事業の経営
- ⑦障害福祉サービス事業の経営
- ⑧移動支援事業の経営
- ⑨小規模多機能型居宅介護事業の経営
- ⑩生計困難者に対する相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人慶明会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者、地域生活に支援を必要とする高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野字明久357番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事等の責任の免除
- (4) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) 解散の決議
- (11) 合併の承認
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名または記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上9名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができます。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 役員等の損害賠償責任の免除

(損害賠償責任の免除)

第23条 この法人は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）第114条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、同法第113条第1項の規定により免除することのできる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(責任限定契約)

第24条 この法人は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般法人法第115条第1項の規定により、同項に規定する非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき限定される損害賠償責任額は同法第113条第1項第2号で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 現金 7,000,000円
 - (2) 宮崎県東諸県郡国富町大字三名字初田2621番6所在の鉄筋コンクリート造り
陸屋根平屋建 特別養護老人ホームさくら苑 床面積 2,551.46m²
 - (3) 宮崎県東諸県郡国富町大字三名字初田2621番6の2所在の鉄骨・鉄筋コンクリート造り
睦屋根合金メッキ鋼板ぶき平屋建 デイサービスセンターさくら苑ふ
れあいホーム・小規模多機能型居宅介護事業さくらんば 床面積 596.10m²
 - (4) 宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野字明久355番1所在の鉄骨平屋建
老人保健施設 サンフローラみやざき 床面積 3,487.08m²
 - (5) 宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野字明久357番所在の軽費老人ホーム
サン・グラン、国富慶明会在宅介護支援センター 床面積 2,162.51m²
 - (6) 宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野字明久355番1の2所在のグループホーム
サンメリー 床面積 579.84m²
 - (7) 宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野字明久355番1、357番、362番1、35
9番、362番2、361番1、447番所在の老人保健施設サンフローラみやざ
き、軽費老人ホームサン・グラン、国富慶明会在宅介護支援センター、グループホ
ームサンメリー、老人保健施設サンフローラみやざき用駐車場 敷地 15,534.
84m²
 - (8) 宮崎県日南市飫肥6丁目3853番7 宅地30.18m²
宮崎県日南市飫肥6丁目3853番8 宅地8.45m²
宮崎県日南市飫肥6丁目3909番3 宅地64.59m²
日南慶明会ヘルパーステーション 宅地合計103.22m²
 - (9) 宮崎県日南市飫肥6丁目3909番3所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
日南慶明会ヘルパーステーション 床面積50.30m²
 - (10) 宮崎県日南市飫肥6丁目3908番1デイサービスセンター
日南ふれあいホーム 宅地360.92m²
 - (11) 宮崎県日南市飫肥6丁目3908番1所在の鉄骨造かわらぶき平家建
デイサービスセンター日南ふれあいホーム 床面積207.00m²
 - (12) 宮崎県日南市飫肥6丁目3811番1 小規模多機能型居宅介護つわぶき
宅地560.31m²
 - (13) 宮崎県日南市飫肥六丁目3811番1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建
小規模多機能型居宅介護 つわぶき 床面積333.29m²

- (14) 宮崎県宮崎市大字富吉字中山寺2108番 小規模多機能型居宅介護 とみよし
認知症対応型通所介護 さくら富吉駐車場及び園芸療法用地田1, 004m²
- (15) 宮崎県宮崎市大字富吉字中山寺2139番2 小規模多機能型居宅介護 とみよし
認知症対応型通所介護 さくら富吉 宅地985. 49m²
- (16) 宮崎県宮崎市大字富吉字中山寺2139番2所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋
建 小規模多機能型居宅介護 とみよし 認知症対応型通所介護 さくら富吉
床面積439. 71m²
- (17) 宮崎県宮崎市下北方町常盤元997番1 デイサービスセンター ビオラ
宅地573. 39m²
- (18) 宮崎県宮崎市下北方町常盤元997番地1所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼
板葺2階建 デイサービスセンター ビオラ 床面積308. 12m²
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 収益事業用財産は、第39条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 6 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続を
とらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、宮崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、宮崎県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行
う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該
施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民
間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な
有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び收支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び收支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、
理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様と
する。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、
一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成
し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 訪問入浴介護の事業
- (3) 地域生活支援（生活サポート）の事業
- (4) 高齢者世帯等の給食配食サービスの事業
- (5) 介護職員初任者研修事業
- (6) 住宅型有料老人ホームの経営
- (7) 地域包括支援センターの設置経営
- (8) 介護予防支援事業

- (9) 福祉有償運送事業
- (10) 訪問リハビリテーション事業
- (11) 訪問看護事業
- (12) 老人福祉館の経営
- (13) 介護福祉士実務者研修事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 収益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産貸付業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る）に充てるものとする。

第10章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宮崎県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎県知事に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人慶明会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 土屋 利紀
理 事 土屋 多恵子
〃 平田 敏正
〃 古賀 知章
〃 福嶋 登
〃 福嶋 光慶
監 事 三浦 一男
〃 安井 恵子

2 この定款は、平成19年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成20年 3月 19日から施行する。

この定款は、平成20年 5月 29日から施行する。

この定款は、平成20年10月22日から施行する。

この定款は、平成22年 2月 17日から施行する。

この定款は、平成22年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成23年12月 9日から施行する。

この定款は、平成25年10月24日から施行する。

この定款は、平成26年 6月 1日から施行する。

この定款は、平成26年11月 1日から施行する。

この定款は、平成28年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成28年 4月 18日から施行する。

この定款は、平成28年10月13日から施行する。

この定款は、平成28年12月15日から施行する。

この定款は、平成28年12月28日から施行する。

ただし、変更後の第1条の定款は、平成29年4月1日から施行する。

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成29年 5月17日から施行する。

この定款は、平成29年 6月26日から施行する。

この定款は、平成29年10月17日から施行する。

この定款は、平成29年11月27日から施行する。

この定款は、平成30年 2月 6日から施行する。

この定款は、平成30年 3月 14日から施行する。

この定款は、平成30年12月19日から施行する。

この定款は、令和 2年 6月18日から施行する。

この定款は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この定款は、令和 5年 4月 1日から施行する。